

## 上秋津山腹工事入札説明書

和歌山森林管理署の平成29年度、上秋津山腹工事に係る入札公告(建設工事)に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成29年9月20日

2. 分任支出負担行為担当官 和歌山森林管理署長 井上 康之

### 3. 工事概要

(1) 工事名 上秋津山腹工事 (電子入札対象案件)

(2) 工事場所 和歌山県田辺市上秋津

(3) 工事内容 別冊図書及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工期 契約締結日の翌日から平成30年3月15日まで

(5) 使用する主要な資機材 別紙工事数量内訳明細書のとおり。

(6) 支障木の有無 無

(7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(8) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式による工事である。

(9) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所(相互の間隔が10km程度)において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

### (10) その他

① 本工事は、入札に係る競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)及び技術提案書の提出、入札等は、電子入札システムで行う。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

受付窓口: 〒646-0011 和歌山県田辺市新庄町2345-1

和歌山森林管理署 総務グループ

電話: 050-3160-6120

受付時間: 9時00分から17時00分(12時から13時までを除く。)

ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)は除く。

② 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争入札参加者申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得したICカードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

#### 4. 競争参加資格

競争参加資格については、以下の(1)から(13)までの条件を全て満たすこと。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 近畿中国森林管理局における平成29・30年度に係る一般競争参加資格の「土木一式工事のA、B、C等級」の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再確認を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 平成14年4月1日から平成29年3月31日までの間に元請けとして完成・引渡し完了した、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該構成員の実績として認める。)

同種工事： 治山事業における溪間工事又は山腹工事

なお、同種工事の施工実績が平成17年10月1日以降に完成した森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長(以下「森林管理局長等」という。)の発注した工事の場合、「林野庁工事成績評定要領」(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)第4の3に規定する工事成績評定表の評定点(以下「工事成績評定点」という。)が65点未満のものは、実績として認められない。

共同企業体にあつては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち実績の一番高いもので評価する。

- (5) 6の(4)のア)に求める簡易な施工計画が適正であること。

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)及び、工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間においては、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

- ① 1級若しくは2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

ア 1級又は2級建設機械施工技士の資格を有する者。

イ 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))又は森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者。

ウ 一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士(森林土木)の資格を有する者。

- ② 平成14年4月1日から平成29年3月31日までの間に完成・引渡し完了した上記(4)の同種工事の施工経験を有する者であること。

共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上である場合のものに限る。ただし、共同企業体にあつては、1人の主任技術者又は監理技術者が上記の同種工事の施工経験を有していればよい。

なお、当該施工経験が森林管理局長等が発注した工事に係る施工経験である場合、工事成績評定の評定点が65点以上のものに限る。

- ③ 主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度以内の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項が適用できるものとする。

なお、この場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事

- を含む場合は、原則2件程度とする。ただし、監理技術者には適用しない。
- ④ 監理技術者が必要になる工事によっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
- ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
  - ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。
- ⑤ 入札に参加しようとする者と、直接的かつ恒常的な雇用関係(申請書提出日以前において3ヶ月以上)があること。
- ⑥ 建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号、第15条第2号に規定する本店、営業所等の専任技術者として登録されている者でないこと。
- (7) 申請書、確認資料及び技術提案書(以下「技術提案書等」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知。以下「工事請負契約指名停止等措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 近畿中国森林管理局長等が発注した工事のうち、平成27年度及び平成28年度に完成・引渡しした工事の実績がある場合においては、工事成績評定点の平均が65点以上であること。
- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- ① 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - ア 親会社と子会社の関係にある場合
    - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - ② 人的関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
  - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
その他、①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (11) 建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けている本店、支店又は営業所が、和歌山県内、又は隣接する大阪府内、奈良県内、三重県内に所在すること。  
また、共同企業体として技術提案書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務のない者を除く。)でないこと。
- ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
  - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
  - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (14) (2)の競争参加資格を有していない者であっても、競争参加資格の確認申請を行うことができる。  
この場合、(1)及び(3)から(13)の事項を全て満たしているときは、開札の時において(2)の事項を満

たしていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。ただし、開札の時に(2)の事項を満たしていない場合は、競争参加資格がないものとする。

#### 5. 設計業務等の受託者等

(1) 上記4の(9)の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。  
該当なし

(2) 上記4の(9)の「当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

#### 6. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争入札の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4の(2)の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。この場合において、4の(1)及び(3)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4の(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4の(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。」

技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着。)すること。

【電子入札システムによる提出の場合】

① 提出期間:平成29年9月21日から平成29年10月4日まで。  
休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 提出方法:

技術提案書等(ファイル形式は③による。)は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに添付して提出すること。

「申請書」(様式1)、「確認資料」(様式2、3及び添付資料)及び「技術提案書」(3、4、5、6、7、8及び添付資料)は、契約書の写し等の添付資料を本文の様式に貼り付け、申請書と確認資料を合わせたファイルと技術提案書のファイルにそれぞれまとめて提出するか、申請書及び確認資料の様式と添付資料を合わせて1つの圧縮ファイルに、技術提案書の様式と添付資料を合わせて1つのファイルにそれぞれまとめて提出すること。

ただし、技術提案書等の合計ファイル容量が3MBを超える場合には、下記のアからエの内容を記載した書面(様式は自由)を電子入札システムの「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに貼り付け、技術提案書等は、下記オ記載の提出場所に持参又は郵送(書留郵便に限る、提出期限必着。)すること。

なお、電子入札システムとの分割提出は認めない。

ア 持参又は郵送で提出する旨の表示

イ 持参又は郵送で提出する書類の目録

ウ 持参又は郵送で提出する書類のページ数

エ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

オ 提出場所

- (A) 申請書及び確認資料(様式1から3及び添付資料)  
送付先:上記3の(10)の①と同じ

- (B) 技術提案書(様式3から8まで及び添付資料)  
送付先: 〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号  
近畿中国森林管理局 経理課  
電話: 06-6881-3479

③ ファイル形式:

電子入札システムにより提出する技術提案書等のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ 一太郎(一太郎2015又はPro3以下)
- ・ Microsoft Word(Word2013形式以下)
- ・ Microsoft Excel(Excel2013形式以下)
- ・ その他のアプリケーションPDFファイル(Adobe Acrobat DC以下)
- ・ 画像ファイルJPEG形式又はGIF形式
- ・ 圧縮ファイルLZH形式

[紙入札方式による提出の場合]

① 提出期間:平成29年9月21日から平成29年10月4日まで。

休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)とする。

② 提出場所:

ア 申請書及び確認資料(様式1から3及び添付資料)

送付先:上記3の(10)の①と同じ

イ 技術提案書(様式3から8及び添付資料)

送付先: 〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号

近畿中国森林管理局 経理課

電話:06-6881-3479

③ 返信用封筒:

競争参加資格の有無を通知する返信用封筒(長3号)を、申請書及び確認資料と併せて②のアに提出すること。返信用封筒には、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金(392円分)の切手を貼付すること。

(2) 申請書は、様式1により作成すること。

(3) 確認資料は、次に従い作成すること。

提出書類は、申請書(様式1)を表紙として、以下、様式2、様式3及び添付資料を全てまとめ、一連の通し番号を付して提出すること。

通し番号は、次の例により表示すること。

表示例: 提出書類の総枚数(添付資料を含む。)が15枚の場合

様式1を「1/15」とし、以下、2/15、3/15・・・14/15、15/15

① 施工実績(様式2)

上記4の(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を様式2に1件記載すること。

同種工事の要件が複数(例:「林道の新設工事(林道規格2級以上)」及び「治山事業(溪間工事又は山腹工事)」の場合は、要件毎にそれぞれ1件、実績を記載すること(一方の要件に係る実績のみ記載の場合は同種工事の実績等と見なさない)ので注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事1件でよい。)

② 配置予定の技術者(様式3)

上記4の(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の施工経験及び申請時における他工事の従事状況等を様式3に記載することとし、他工事の従事状況においては、国・府県・市町村・民間の別、専任又は非専任の別にかかわらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。なお、配置予定技術者として複数人の候補技術者を記載することもできる。その場合、審査については、候補技術者

のうち資格・実績等の評価が最も低い者について評価する。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合、他の工事の落札者又は落札予定者となったことにより記載した技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した技術提案書等の取り下げ又は入札辞退を行うこと。技術提案書等を電子入札システムにより提出した場合であっても、取り下げの申請は書面により行うこと。

他工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、「工事請負契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。

同種工事の施工経験については、要件が複数(例:「林道の新設工事(林道規格2級以上)」及び「治山事業(溪間工事又は山腹工事)」)の場合は、要件毎にそれぞれ1件、施工経験を記載すること(一方の要件に係る施工経験のみ記載の場合は同種工事の施工経験等と見なさないので注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事1件でよい。)

### ③ 契約書の写し等(添付資料)

様式2の施工実績については、①施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分)、②同種工事が確認できる書類の写し(仕様書、工事数量内訳書等で工種、数量が確認できる部分)を添付すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」(以下「CORINS」という。)に登録されており、その登録内容から①及び②を確認できる場合は、登録内容確認書(工事実績)の写し(①及び②が確認できる部分のみでよい。)を契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。

様式3の配置予定技術者の工事経験については、①施工経験としての記載した工事に係る契約書の写し、②同種工事が確認できる書類の写し、③配置予定技術者が同種工事に従事したことが確認できる書類の写し(施工計画書等で従事実績が確認できる部分)を添付すること。なお、当該工事がCORINSに登録されており、その登録内容から①、②及び③を確認できる場合は、登録内容確認書(工事実績)の写し(①、②及び③が確認できる部分のみでよい。)を契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。

なお、様式2の施工実績、様式3の配置予定技術者の施工経験に記載した同種工事が、平成17年10月1日以降に完成、引渡しされた森林管理局長等の発注した工事の場合は工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、様式2の施工実績と様式3の配置予定技術者の施工経験に記載した同種工事が同一の工事場合は、一方の資料の添付を省略できる。

また、様式3には、配置予定技術者が有する資格を証明する書類の写し、申請者が直接雇用していることが確認できる書類(健康保険証の写し等)及び本店・営業所等の専任技術者として登録されている者の氏名が確認できる資料(建設業許可申請の際に提出している「専任技術者一覧表」、「専任技術者証明書(変更届けを含む。)」の写し等)を添付すること。

必要書類が添付されていないものについては、入札に参加できないので留意すること。

### ④ 経営の状況等

本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書で局長から通知している「資格確認通知書」の写し等)を添付すること。

### ⑤ 社会保険等加入状況

健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出の義務(当該届出の義務がない者を除く。)を履行していることが確認できる建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する申請日直近の通知書(総合評定値通知書)等の写しを添付すること。

## (4) 技術提案書については、次に従い作成すること。

作成する技術提案書の内容は、次表及び様式に基づき記載するものとし、「簡易な施工計画」以外の事項については該当がない場合は記載は必要ない。

提出書類は表紙(様式4)を1頁とし、通し番号を付するとともに全頁数を表示して提出すること(全頁数が15頁のときは「1/15」から「15/15」と表示。)

提出書類は、様式4を表紙として、以下、様式5、様式6、様式7-1、様式7-2、様式8及び添付資料を全てまとめ、一連の通し番号を付して提出すること。

通し番号は、次の例により表示すること。

表示例：提出書類の総枚数(添付資料を含む。)が20枚の場合

記載事項	内容に関する留意事項
ア)簡易な施工計画	<p>(1) 施工計画上の考慮事項に係わる技術的所見</p> <p>① 工程表は、特に施工計画上の考慮事項(手順・作業期間等)の妥当性を判断するものであり、工事数量内訳明細書に沿って記載する。</p> <p>② 上記①の工程表を作成するに当たって、現場条件への対応、安全対策等の工夫に係わる所見を記載する。</p> <p>③ 記載様式は、様式5。</p> <p>(2) 施工上の課題に係わる技術的所見</p> <p>① 当該工事における現場条件を踏まえ、施工上の課題として「地山補強土工(上部工)の施工に関する技術的所見」を記載する。</p> <p>② 記載様式は、様式6。</p>
イ)企業の施工実績	<p>(1) 直轄工事成績</p> <p>① 近畿中国森林管理局所掌の森林土木工事で、過去2年間(平成27年度及び平成28年度)に元請として完成、引渡しした全ての工事について記載するとともに、記載した全ての工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。</p> <p>② 記載様式は、様式7-1。</p> <p>(2) 優良工事表彰</p> <p>① 企業が、過去10年間(暦年。平成19年から平成28年の日付が記載されている表彰状)に優良工事表彰(農林水産大臣・林野庁長官・近畿中国森林管理局長表彰)を受けている場合は、表彰状の写しを添付すること。ただし、近畿中国森林管理局所掌の森林土木工事に限る。(用紙の大きさはA4とする。)</p> <p>(3) 近隣地域内工事の施工実績</p> <p>① 過去5年間(平成24年度から平成28年度)に本工事の工事場所が所在する近隣地域内において元請として完成、引渡しした森林土木工事について、代表的な工事1件を記載する。</p> <p>② 近隣地域内の施工実績の対象地は、8の(4)の①に記載している。</p> <p>③ ただし、近畿中国森林管理局所掌の森林土木工事の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。</p> <p>④ 記載様式は、様式8。なお、同様式の注書きを確認し、必要な資料等を添付すること。</p> <p>(4) ISO(国際標準規格)の認証取得 ISO 9001(品質)、ISO 14001(環境)の認証を取得している場合は、その写しを添付すること。(用紙の大きさはA4)</p>
ウ)配置予定技術者の能力	<p>(1) 配置予定技術者の状況</p> <p>① 6の(3)の②の配置予定の技術者の作成要領により作成し提出すること。</p> <p>② 配置予定技術者が有する資格について確認できる資料を添付すること。</p> <p>③ 配置予定技術者が直接雇用されていることが確認できる資料を添付すること。</p> <p>④ 本店・営業所等の専任技術者として登録されている者の氏名が確認できる資料を添付すること。</p> <p>⑤ 記載様式は、様式3。なお、同様式の注書きを確認し、必要な資料等を添付すること。</p> <p>(2) 継続教育の学習実績 主任技術者又は監理技術者として配置を予定している者の継続学習制度(CPD)における平成28年度(2016/4/1から2017/3/31)の取得ポイントについて、その実施記録証明書(CPD運営機関発行の書面)の写しを添付すること。(用紙の大きさはA4)</p> <p>(3) 技術提案書等提出時に主任技術者又は監理技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格・実績等の評価が最も低い者により評価</p>

<p>エ) 企業の信頼性・地域への貢献</p>	<p>する。</p> <p>(1) 本店、支店又は営業所の所在 本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書で局長から通知している「資格確認通知書」の写し等。)を添付すること。</p> <p>(2) 災害時における活動実績 ① 企業が過去2年間(平成27年度及び平成28年度)に、近畿中国森林管理局及び近畿中国森林管理局管内の行政機関と国有林・民有林についての情報収集、応急復旧等に関する協定を締結し、又は協定を締結している団体に所属し、かつ、協定に基づく活動を行った場合は、協定(申請日直近の協定を締結している団体に所属していることを証明する書面を含む。)の写し及び活動実績を証明する書面を添付すること。(用紙の大きさはA4)</p> <p>(3) 国土緑化活動に対する取組 ① 企業が過去2年間(平成27年度及び平成28年度)に、近畿中国森林管理局管内の国有林又は民有林をフィールドとして国土緑化活動(森林の造成・育成に関する活動)を行った場合は、活動実績を証明する書面(報告書、証明書等の写し。)を添付すること。(用紙の大きさはA4) ② 企業が国土緑化活動に関する契約・協定を締結(契約・協定を締結している団体に所属している場合を含む。)している場合は、「活動実績を証明する書面」として、当該契約書又は協定書(申請日直近の契約・協定を締結している団体に所属していることを証明する書面を含む。)の写しを添付すること。(用紙の大きさはA4)</p> <p>(4) ボランティア活動の実績 ① 企業が過去2年間(平成27年度及び平成28年度)に、近畿中国森林管理局管内の国有林又は民有林をフィールドとしてボランティア活動(森林内の清掃、林道刈払い、側溝の清掃等)を行った場合は、活動実績を証明する書面を添付すること。(用紙の大きさはA4) ② 「ボランティア活動の実績」は、上記(2)及び(3)の実績との重複評価は行わない。</p>
-------------------------	--

① 簡易な施工計画が記載されていない場合は、競争参加資格がないものとする。

② 簡易な施工計画に記載する内容が適正であると認められることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

また、技術提案書に記載する内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

③ イ)の施工実績には、契約書の写し(工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分)及び工事内容(森林土木工事)が確認できる書類の写し(仕様書、工事数量内訳書等で、工種、数量等が確認できる部分)を添付すること。

なお、CORINSに登録されている森林土木工事を施工実績とする場合については、登録内容確認書(工事实績)の写し(上記が確認できる部分のみでよい。)をもって契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。

(5) 確認資料及び技術提案書作成説明会原則として実施しない。

(6) 技術提案書に関する審査及び評価

技術提案書の審査及び評価並びに施工体制の確保状況の審査及び評価は、近畿中国森林管理局の技術審査会において行う。

(7) 競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行うものとし、電子入札システムによる申請者には電子入札システムで、紙入札方式の申請者には書面で、競争参加資格の有無について



平成29年10月11日までに通知する。

なお、競争参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(8) 施工体制確認のためのヒアリング

施工体制(品質確保の実効性、施工体制確保の確実性)について、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者に対して、原則として開札後速やかに実施する。

なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者のうち、技術提案書、入札書、工事費内訳書の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

① ヒアリング日時:平成29年11月2日

② ヒアリング場所:〒530-0042

大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号

近畿中国森林管理局

③ 資料の提出:

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対し、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。また、調査基準価格を満たす者に対しても、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。提出を求めることとなる追加資料及び審査方法の概要は、別紙「施工体制確認型総合評価落札方式について」のとおりとし、その追加資料の提出は、次に示す期日までに行うものとする。提出後の追加資料の修正及び再提出は認めない。

なお、予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対しては、下記10の(3)の開札後、速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。その際に、追加資料の提出の意向のない者については、下記10の(3)の開札後、追加資料の提出を行わない旨を記載した書面(様式は自由。)を提出するものとする。

ア 提出期限:平成29年10月30日

イ 提出場所:上記3の(10)の①に同じ

ウ 提出方法:原則として持参とする。

④ その他:

施工体制確認のためのヒアリングを行う対象者は、配置予定技術者のうちの1名とする。複数人の技術者を配置予定技術者の候補とした場合は、様式3のヒアリング対象者欄へヒアリングの対象者として予定する配置予定技術者(1名)に注書に基づいて明示すること。

なお、追加資料を求める場合においては、面談形式によるヒアリングを実施するものであるが、入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者(複数人を候補技術者としている場合は、様式3に明示した者。)を必ず含め、追加資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。追加資料の提出がない場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。

(9) その他

① 技術提案書及び追加資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 分任支出負担行為担当官は、提出された技術提案書及び追加資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された技術提案書及び追加資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における技術提案書及び追加資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして、分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

7. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

① 提出期限:平成29年10月20日 17時00分まで。

ただし、上記期限内の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)

- ② 提出場所:上記3の(10)の①に同じ。
- ③ 提出方法:持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着。)による。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成29年10月25日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

- ① 閲覧期間:平成29年10月23日から平成29年10月25日までの休日を除く毎日9時00分から17時00分まで。
- ② 閲覧場所:(1)の②に同じ。

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面(様式は自由。)により再苦情を申し立てることができる。

- ① 提出期限:(2)の回答書を受け取った日から7日(休日を除く。)以内
- ② 提出場所:(1)の②に同じ。
- ③ 提出方法:持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着。)による。

(5) 再苦情の申立てについては、近畿中国森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、次の内容を書面により回答する。

- ① 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由
- ② 申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

## 8. 施工体制確認型総合評価落札方式に関する事項

(1) 施工体制確認型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施工体制確認型総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
- ② 上記6の(4)に基づいて提出された技術提案書に示された内容、実績等により最大30点の加算点を与える。なお、施工体制の評価を踏まえ施工体制確認前の技術提案の加算点に施工体制評価点の得点割合を乗じて加算点を補正する場合がある。
- ③ 提出された技術提案書、6の(8)のヒアリング、追加資料等により確認された施工体制の確保状況に応じて、最大30点の施工体制評価点を与える。
- ④ 与えられた標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を該当入札者の入札価格で除して算出した「評価値」をもって行う。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) / (\text{入札価格})\}$$

(2) 評価項目及び評価指標

- ① 評価項目及び各評価項目の評価指標の内容を以下に示す。
  - ア 簡易な施工計画に関する事項  
簡易な施工計画の妥当性・適切性により評価
  - イ 企業の施工実績に関する事項  
工事成績、優良工事表彰、ISOの認証取得等により評価
  - ウ 配置予定技術者の能力に関する事項  
保有資格、同種工事の施工経験、工事成績、継続教育等により評価
  - エ 企業の信頼性・地域への貢献に関する事項  
不誠実な行為の有無、地域内の拠点の有無、ボランティア活動の実績等により評価
  - オ 施工体制の確保に関する事項  
品質確保の実効性、施工体制確保の確実性に関し、施工体制構築の方法とそれが施工内容の実現確実性の向上につながるかにより評価

② 技術提案書について、①のアからエまでの評価項目ごとに審査の上、それぞれの評価項目につき得点を与え、その得点の合計を加算点とする。

また、技術提案書、6の(8)のヒアリング、追加資料等に基づき、①のオの評価項目ごとに施工体制の確保状況を審査し、それぞれの評価項目につき得点を与え、その得点の合計を施工体制評価点とする。

(3) 入札の評価に関する基準

① 加算点付与の考え方は以下のとおりとする。

ア 簡易な施工計画に関する事項

提出された工程表及び技術的所見の記載内容について、工期設定の適切性、工事の実施手順の妥当性、現場条件への対応、安全対策等の工夫、課題への対応の現場条件を踏まえた的確性、優れた工夫等を評価する。また、簡易な施工計画は、発注者が示す仕様に基づく施工における技術的所見を求めるものであり、当該仕様を超える対策は求めていない。なお、当該仕様を超える対策を提案し、採用された場合は請負者の負担とする。

イ 企業の施工実績に関する事項

近畿中国森林管理局発注の森林土木工事における過去2年間(平成27年度及び平成28年度)の工事成績評定点の平均点、過去2年間(平成27年度及び平成28年度)の低入札価格調査対象工事の有無及び工事成績評定点、近畿中国森林管理局発注の森林土木工事における過去10年間(暦年)の優良工事表彰の実績の有無、森林の環境条件による施工実績の有無、近隣地域内での施工実績の有無及びISO(国際標準規格)の認証取得状況により評価する。

ウ 配置予定技術者の能力に関する事項

同種工事における主任(監理)技術者としての施工経験の有無、継続教育履修実績の状況及び配置予定技術者の保有する資格により評価する。

エ 企業の信頼性・地域への貢献に関する事項

過去2年間(平成27年度及び平成28年度)における不誠実な行為(指名停止等)の有無、企業の本店・支店又は営業所の所在の有無、災害時における活動実績、国土緑化活動に対する取組実績及びボランティア活動の実績により評価する。

② 施工体制評価点付与の考え方は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質管理に関する適切な体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質がより確実に実現できると認められる場合	15	15 (最高点)
	工事の品質確保に関する適切な体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質が実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案をより確実に実現できると認められる場合	15	15 (最高点)
	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案を実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

(4) 評価に関する基準

本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
簡易な施工計画	施工計画上の考慮事項(実施手順等)の妥当性	0 から 6点

	発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性	0 から 6点
	小 計(最高点)	12点
企業の施工実績	過去2年間の工事成績評価点の平均点	0 から 5点
	過去2年間の低入札価格調査対象工事の有無及び工事成績評定点	0 から 3点
	過去10年間(暦年)の表彰の有無	0 から 3点
	近隣地域内における施工実績の有無	0 から 1点
	ISO(国際標準規格)の認証取得状況	0 から 2点
	小 計(最高点)	14点
配置予定技術者の能力	過去15年間の同種工事の施工経験の有無	0 から 3点
	過去1年間の継続教育(CPD)の履修実績の状況	0 から 3点
	技術者の保有する資格	0 から 1点
	小 計(最高点)	7点
企業の信頼性・地域への貢献計	過去2年間の不誠実な行為(指名停止等)の有無	-2 から 0点
	本店、支店又は営業所の所在の有無	0 から 1点
	過去2年間の災害時における活動実績	0 から 2点
	過去2年間の国土緑化活動に対する取組実績	0 から 1点
	過去2年間のボランティア活動の実績	0 から 1点
	小 計(最高点)	5点
		38点

- ① 「企業の施工実績」の「近隣地域内における施工実績」の対象地域は、田辺市とする。
- ② 過去2年間の実績が無い業者については、『65』点の見なし点数とする。
- ③ 配置予定技術者の候補者が複数人の場合は、資格・実績等の評価が最も低い者で評価する。
- ④ 「加算点」の算出方法は、評価項目(簡易な施工計画、企業の施工実績、配置予定技術者の能力、企業の信頼性・地域への貢献)について評価した結果得られた「評価点」の合計点を「加算点」として与える。  
ただし、「評価点」の合計が30点を超えることから、得られた評価点に30/38を乗じた数値を加算点として与える。
- ⑤ 過去1年間あるいは過去2年間等過去0年間とは、別に記載がない限り年度単位とする。

#### (5) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札し、次のア及びイの条件を満たした者の内、8の(1)の④により算出した「評価値」が最も高い者を落札者とする。  
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。  
ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。  
イ 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。
- ② 上記①において、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。  
ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- ③ 予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、17に示すとおり予決令第86条の調査を行うこととし、調査の対象となる者は、これに協力しなければならない。

#### (6) 評価内容の担保

- ① 入札時に提示された技術提案については、工事完成後において、履行状況について検査を行う。
- ② 工事の検査において、入札時に提示された技術提案の内容を全て満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかった技術提案についての履行に係る部分は、完成後においても引き続き存続するものとする。

- ③ 受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、林野庁工事成績評定要領に基づき、履行されなかった技術提案1提案当たり3点を工事成績表定点から減ずるものとする。
- ④ 入札時に提示された技術提案の実施を担保するため、契約書に当該技術提案書を添付するとともに、その実施を約する旨の条項を付すものとする。
- ⑤ 受注者は、技術提案内容の履行状況が確認できるよう、通常の工事写真とは別に、技術提案内容の実行写真をまとめた工事写真を提出すること。
- ⑥ 施工中、受注者の責によることなく、技術提案内容を変更しなければならない状況が生じて、発注者が正当な理由があると認めた場合に限り、技術提案内容の変更を認めるものとする。

#### 9. 入札説明書及び閲覧図書等に対する質問

- (1) この入札説明書及び閲覧図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。
  - ① 受領期間:平成29年9月21日から平成29年10月17日まで。  
持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)
  - ② 提出場所:上記3の(10)の①に同じ。
  - ③ 提出方法:書面の持参又は郵送(書留郵便に限る。)(締切日必着)による。
- (2) (1)の質問に対する回答は、書面により回答する。また、質問及び回答書の内容を次のとおり閲覧に供するとともに、近畿中国森林管理局ホームページに随時掲載する方法により公表する。
  - ① 閲覧期間:入札公告の翌日から開札日前日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)
  - ② 閲覧場所:(1)の②に同じ。

#### 10. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる入札の開始は、平成29年10月23日9時00分、締め切りは、平成29年10月26日10時00分。
- (2) 紙入札方式による入札の場合は、(3)の開札日に入札書を持参し、和歌山森林管理署会議室において平成29年10月26日10時00分に入札すること。
- (3) 開札は、平成29年10月26日11時00分に和歌山森林管理署会議室において行う。
- (4) 紙入札方式による入札の場合は、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写しを持参し、入札前に確認を受けること。なお、代理人が入札する場合は委任状をあわせて持参し、入札前に確認を受けること。

#### 11. 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参すること。持参以外の方法による提出は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。  
ただし、分任支出負担行為担当官の判断により、3回目以降の入札を行う場合がある。
- (4) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

## 12. 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金:免除

### (2) 契約保証金:納付

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

- ① 利付き国債の提供
- ② 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

## 13. 工事費内訳書の提出

### (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は工種、数量、単価、金額等を必ず記載すること。

#### ① 電子入札方式の場合

##### ア 提出方法

工事費内訳書を上記6の(1)の③に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに添付し、入札書とともに送信すること。ただし、工事費内訳書のファイル容量が3MBを超える場合には、次のイにより提出すること。

##### イ 郵送について

工事費内訳書のファイル容量が3MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送(締切日時必着)で提出すること。郵送で提出する場合には、工事費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割による提出は認めない。また、郵送にあたっては、書留郵便を利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記(A)から(D)の内容を記載した書面(様式は自由。)を作成し、工事費内訳書添付フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- (A) 郵送する旨の表示
- (B) 郵送する書類の目録
- (C) 郵送する書類のページ数
- (D) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送の場合の提出先は、上記3の(10)の①に同じ。

##### ウ ファイル形式

電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合は、上記6の(1)の③に示したファイル形式で作成し、工事費内訳書添付フィールドに添付するものとする。

#### ② 紙入札方式の場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

### (2) 施工体制確認型総合評価落札方式では、工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、開札時まで、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは入札を無効とする。

### (3) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

### (4) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要。)を行った工事費内訳書を提出すること。分任支出負担行為担当官は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、当該工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者

の入札を無効とする。

工事費内訳書を無効とするもの

- ① 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)
  - ア 工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
  - イ 工事費内訳書とは無関係な書類である場合
  - ウ 他の工事費内訳書である場合
  - エ 白紙である場合
  - オ 工事費内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムによる提出の場合は除く)
  - カ 工事費内訳書が特定できない場合
  - キ 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
- ② 記載すべき事項が欠けている場合
  - ア 内訳の記載が全くない場合
  - イ 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合
  - ア 他の工事費内訳書が添付されていた場合
- ④ 記載すべき事項に誤りがある場合
  - ア 発注者名に誤りがある場合
  - イ 工事名に誤りがある場合
  - ウ 提出業者名に誤りがある場合
  - エ 工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
- ⑤ その他未提出又は不備がある場合

#### 14. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、農林水産省電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち合わせて行う。

紙入札方式による場合にあつては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

#### 15. 入札の無効

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに現場説明書、入札説明書及び入札者注意書(原則、現場説明書は電子入札システムの本件工事に係るページ、入札説明書は近畿中国森林管理局ホームページの「一般競争入札一覧」内の本件工事のページ、入札者注意書は近畿中国森林管理局ホームページの「公売・入札情報」>「入札情報」>「各種様式・約款」のページからそれぞれダウンロードすることにより交付。)において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札を無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

また、施工体制の審査・評価に関するヒアリングに応じない者(当該ヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む。)及び該当ヒアリングの実施に当たって、求められた追加資料の提出を期限までに行わない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。ただし、天災・事故・病気など特別な事情を理由に、ヒアリングに応じなかった場合又は追加資料を提出しなかった場合を除く。

- (2) 当該事業の入札において、次の各号のいずれかの不正な行為を行なった者による入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- ① 自身又は特定の事業者が入札に参加可能となるよう、又は不可能となるよう参加資格要件を変えるよう発注担当職員に対し要求する行為。
- ② 自身又は特定の事業者が入札に参加が可能となるよう、又は不可能となるよう入札参加資格審査に圧力をかけるような要求行為。
- ③ 非公開または公開前における設計金額、予定価格、見積金額又は予決令第85条に基づく調査基準価

格及びこれらが類推できる因子等を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。

- ④ 非公開又は公開前における総合評価落札方式における技術点を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
- ⑤ 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
- ⑥ 入札参加者名を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
- ⑦ 入札に先立って提出される技術提案書等の資料に関し、その内容について助言や確認、修正を要求する行為。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、自身又は他の事業者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為。

(3) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すことができるものとする。

(4) 上記(1)から(3)に該当する事実が契約後に確認された場合は、発注者は国有林野事業工事請負契約約款第46条第1項第10号を適用し契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

#### 16. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しない又は解除することがある。

なお、実際の工事に当たって受注者は、工事の継続性等に支障がないと認められる場合において下記のいずれかに該当する場合、発注者との協議により、配置の主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の分任支出負担行為担当官が認める事由による場合。
- (2) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移行する時点(橋梁等工場製作を含む工事の場合)。
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合(大規模な工事の場合)。

いずれの場合であっても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

#### 17. 調査基準価格を下回った場合の措置

(1) 施工体制確認型総合評価落札方式により評価した結果、調査基準価格以下での応札者の評価値が最も高く、契約相手方としての候補者となった場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から追加資料の提出、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。

なお、調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次に掲げる①から④の額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.0を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.0を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.0を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.0を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 低入札価格調査又は特別重点調査を受けた契約相手方が近畿中国森林管理局管内で平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間に完成した工事に関して、65点未満の工事成績評定点を通知された企業の場合は、建設業法の定めにより配置する技術者とは別に上記4の(6)に定める要件と同一の要件を満たすものとする。



す技術者を専任で1名現場に配置することとする。

#### 18. 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、分任支出負担行為担当官に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面(様式は自由。)により説明を求めることができる。

① 提出期限:平成29年11月9日 17時00分まで。

ただし、上記期限内の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時から 13時までを除く。)

② 提出場所:上記3の(10)の①に同じ。

③ 提出方法:持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着。)による。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成29年11月16日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

① 閲覧期間:平成29年11月16日から平成29年11月20日までの休日を除く毎日9時00分から17時00分まで。

② 閲覧場所:(1)の②に同じ。

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面(様式は自由。)により再苦情を申し立てることができる。

① 提出期限:(2)の回答書を受け取った日から7日(休日を除く。)以内

② 提出場所:(1)の②に同じ。

③ 提出方法:持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着。)による。

(5) 再苦情の申立てについては、近畿中国森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、次の内容を書面により回答する。

① 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由

② 申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

#### 19. 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとし、落札決定の日から起算して7日を目安として契約を締結するものとする。

#### 20. 支払条件

(1) 前金払:有

(2) 中間前金払及び部分払 : 有(落札者の選択事項であり選択するものとする。)

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び発注者の解除権行使に伴う違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に、第46条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読替えるものとする。

また、前金払については、国有林野事業工事請負契約約款第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読替えるものとする。

#### 21. 関連情報を入手するための照会窓口

上記3の(10)の①に同じ。

上記3の(11)の①に同じ。

【上記3. 工事概要のその他の項目に該当する番号を残し、それ以外は削除】

## 22. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 技術提案書等及び6の(8)の追加資料に虚偽の記載をした場合においては、「工事請負契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、上記6の(3)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。  
なお、建設業者においては、建設業法上、その営業所ごとに専任の技術者を置くことになっており工事の主任技術者等は原則兼務できないことに留意すること。
- (4) 電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日等を除く、9時から17時まで稼働している。
- (5) システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引」を参考とすること。
- (6) 障害発生時及び電子入札システムの操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。  
[システム操作・接続確認等の問い合わせ先]  
農林水産省電子入札ヘルプデスク  
受付時間:土日、祝日及び年末年始を除く、9時から16時(12時から13時までを除く。)  
電話:048-254-6031  
FAX:048-254-6041  
e-mail: help@maff-ebic.go.jp
- (7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (8) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (9) 受注者は、工事の施工のために下請契約を締結する場合、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。)の相手方にはできない。
- (10) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について  
受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。
- (11) 治山工事標準仕様書、治山工事施工管理基準及び国有林野事業工事請負契約約款については、当局ホームページを参照すること。

### 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等(以下「発注工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第66号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

様式1

## 競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
〇〇森林管理署長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 (印)  
FAX番号

平成 年 月 日付けで入札公告のありました〇〇〇工事に係る競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと、入札公告の2(3)、(9)、(10)及び(12)の条件を満たすこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 入札公告の2(4)に定める同種工事の施工実績を記載した書面(様式2及び添付資料)
- 2 入札公告の2(6)に定める配置予定の技術者の状況等を記載した書面(様式3及び添付資料)
- 3 入札公告の2(6)エに定める本店、営業所等の専任技術者の氏名が確認できる資料
- 4 入札公告の2(8)に定める工事成績評定通知書(該当する場合のみ)の写し
- 5 入札公告の2(11)に定める本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料
- 6 入札公告の2(13)に定める届出の義務の履行が確認できる資料

(備考)1 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とする。

2 承諾を得て紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手(392円分)を貼った長形3号封筒を申請書と併せて提出すること。

3 代表者氏名欄の「印」については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

〇/〇

## 同種の工事の施工実績

会社名:

同種工事:入札説明書4-(4)による

項 目		
工 事 名 称 等	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	平成 年 月 から 平成 年 月
	受注形態等	単 体 / 共 同 企 業 体 (出 資 比 率)
	CORINS 登録有無	有 (CORINS 登録番号)                      無
工 事 概 要 等	工 種	
	規模・寸法	
備 考		

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 平成14年4月1日から平成29年3月31日までの間に元請けとして、完成、引渡しを完了した同種工事の中から、代表的なものを1件記載する。  
ただし、同種工事の要件が複数(例:「林道の新設工事(林道規格2級以上)及び「治山事業(溪間工事又は山腹工事)」の場合は、要件毎にそれぞれ1件、実績を記載すること(一方の要件に係る実績のみ記載の場合は、同種工事の実績等と見なさない)ので注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事1件でよい。)
- 3 施工実績の証明には、①施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分)、②同種工事が確認できる書類の写し(仕様書、工事数量内訳書等で工種、数量が確認できる部分)を添付すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されており、その登録内容から①及び②を確認できる場合は、CORINSの登録内容確認書(工事实績)の写し(①(社印部分は除く。))及び②が確認できる部分のみでよい。)を契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。
- 4 森林管理局長等が発注した同種工事で、平成17年10月1日以降に完成、引渡しを完了した工事については、工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、工事成績評定点が65点未満の工事は、同種工事の施工実績とは認めない。

〇/〇

項目	氏名	(主任技術者名) ○○ ○○	
最終学歴		○○大学○○学科 年卒業	
土木工事に関する実務経験年数		年	
法令による資格		一、二級土木施工管理技士、一、二級建築機械施工技士、技術士(森林土木)林業技士(森林土木部門)等 (取得年月日、登録番号)	
工事経験の概要	工事名		
	発注機関名		
	施工場所	(府県名・市町村名)	
	契約金額		
	工期	平成 年月 から 平成 年月	
	従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者	
	工事内容(工種)		
	受注形態等 CORINS登録の有無	単体 / 共同企業体(出資比率) 有(CORINS登録番号)・無	
申請時に工事おける状況	工事名		
	発注機関名		
	工期	平成 年月 から 平成 年月	
	従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者	
	本工事と重複する場合の 対応措置 CORINS登録の有無	例) 本工事に着手する前の0月0日から後片づけ開始予定のため本工事に従事可能 有(CORINS登録番号)・無	
ヒアリング対象者			
本店・営業所の専任技術者		専任技術者 △ △ △ △	

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 申請時における他の工事の状況には、申請時に従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の対応措置等を記入すること。  
なお、配置予定技術者として複数の候補技術者を記載できる。
- 3 工事経験の概要については、平成14年4月1日から平成29年3月31日までの間に完成・引渡し完了した同種工事の施工経験を有する代表的な1件を記入する。  
ただし、同種工事の要件が複数(例:「林道の新設工事(林道規格2級以上)及び「治山事業(溪間工事又は山腹工事)」の場合は、要件毎にそれぞれ1件、施工経験を記載すること(一方の要件に係る施工経験のみ記載の場合は同種工事の施工経験等と見なさない)ので注意すること。ただし、同一工事複数件の要件を満たす場合は、その工事1件でよい。配置予定技術者の施工経験については、①施工経験としての記載した工事に係る契約書の写し、②同種工事が確認できる書類の写し、③配置予定技術者が同種工事に従事したことが確認できる書類の写し(施工計画書等で従事実績が確認できる部分)を添付すること。  
なお、当該工事がCORINSに登録されており、その登録内容から上記①、②及び③を確認できる場合は、登録内容確認書(工事实績)の写し(①(社印部分を除く)、②及び③が確認できる部分のみでよい。)を契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。
- 4 森林管理局長等が発注した同種工事で、平成17年10月1日以降に完成・引渡し完了した工事については、工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、工事成績評定点が65点以上のものに限る。
- 5 配置予定技術者が有する資格について確認できる資料を添付すること。
- 6 複数人を候補技術者としている場合は、施工体制確認のため行うヒアリングの対象となる技術者の「ヒアリング対象者」欄に「○」を記入すること。
- 7 建設業法第7条第2号、第15条第2号に規定する本店、営業所等の専任技術者として登録されている者の氏名が確認できる資料を添付すること。

○/○

平成00年00月00日

支出負担行為担当官  
近畿中国森林管理局長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者 (印)

### 技術提案書の提出について

平成 年 月 日付けで入札公告のありました〇〇〇〇工事について、下記の技術提案書を提出いたします。

なお、技術提案書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

#### 1 簡易な施工計画

- (1) 施工計画上の考慮事項に係る技術的所見(様式5)
- (2) 施工上の課題に係わる技術的所見(様式6)

#### 2 企業の施工実績

- (1) 過去2年間の管内の直轄工事成績(様式7及び添付資料)
- (2) 過去10年間の直轄工事優良工事表彰(該当する場合は表彰状の写し)
- (3) 過去5年間の近隣地域内での森林土木工事の施工実績(様式8及び添付資料)
- (4) ISO(国際標準規格)の認証(認証証書の写し)

#### 3 配置予定技術者の能力

- (1) 配置予定の技術者の状況(様式3及び添付資料)
- (2) 本店、営業所等の専任技術者の氏名が確認できる資料
- (3) 継続教育の学習実績(前年度(4.1から3.31)の実績記録証明書の写し)

#### 4 企業の信頼性・地域への貢献

- (1) 本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料
- (2) 過去2年間の災害時等における活動(協定書の写し、活動実績を証明する書面の写し)
- (3) 過去2年間の国土緑化活動(活動実績を証明する書面の写し)
- (4) 過去2年間のボランティア活動(活動実績を証明する書面の写し)

注1:資料の容量が3MBを超える場合又は発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、押印するものとする。なお、郵送の場合は、書留郵便に限る。

2:2から4については、該当する場合にのみ作成し、添付するものとする。

3:4の(2)及び(3)は、証明書の欄外に「国土緑化活動」か「ボランティア活動」かを明示するものとする。

[○/○]

様式5  
(用紙A4横)

## 施 工 計 画 上 の 考 慮 事 項 工 程 表

工事名：  
会社名：

項 目	単 位	数 量	月		月		月		月		月		月		備 考
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	
														計画工期	
														自 年 月 日	
														至 年 月 日	

※ 工期設定・実施手順に係わる技術的所見及び現場条件への対応、安全対策等への工夫



様式6  
(用紙A4)

施工上の課題に係わる技術的所見  
(工事名: )

会社名:〇〇(株)

◆ 施工上の課題	
----------	--

項 目	具体的な対策方法

[〇/〇]

### 過去2年間の管内の直轄工事成績

会社名:〇〇〇(株)

	工 事 名	発注機関名	受注 形態	完成 年度	評定点	低入札価格調査の 該当の有無
1	〇〇〇山腹工事	〇〇森林管理署	元請	〇〇	〇〇	該当
2						
3						
4						
5						
平均						

注1 近畿中国森林管理局所掌の森林土木工事で、元請として平成27年度及び平成28年度に完成、引渡しした全ての工事について、工事成績評定点を記載するとともに、当該工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。

注2 調査基準価格を下回る価格で入札を行い、低入札価格調査を受けている場合は、「低入札価格調査の該当の有無」欄に「該当」と記載すること。

[〇/〇]

様式8  
(用紙A4)

過去5年間の近隣地域内での森林土木工事の施工実績

会社名:〇〇〇(株)

工 事 名 称 等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	(府県名、市町村名)
	契約金額	
	完成年度	
	受注形態等	単体 / JV(出資比率)
工 事 の 概 要	工種	(例)山腹工
	規模・寸法等	(例)H=6.0m L=24.0m V=800m <sup>3</sup>
CORINS登録の有無		有(CORINS登録番号) 無

注1 入札説明書8の(4)の①に記載する近隣地域内において、過去5年間(平成24年度から平成28年度)に元請けとして、完成、引渡しを完了した森林土木工事について、代表的な1件を記載すること。

注2 CORINS登録「有」に0をした場合は、CORINS登録番号を記載すること。

注3 施工実績の証明には、①施工実績として記載した工事に係る契約書の写し(工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分)、②工事内容(森林土木工事)が確認できる書類の写し(仕様書、工事数量内訳書等で工種、数量が確認できる部分)を添付すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されており、その登録内容から①及び②を確認できる場合は、登録内容確認書(工事実績)の写し(①及び②が確認できる部分のみでよい。)を契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。

注4 近畿中国森林管理局所掌の工事においては、工事成績評定通知書の工事成績評定点が65点以上のものに限る。

[〇/〇]

様式3

配置予定の技術者の状況

会社名

項目	氏名	(主任技術者名) ○○ ○○	
最終学歴		○○大学○○学科 年卒業	
土木工事に関する実務経験年数		年	
法令による資格		一、二級土木施工管理技士、一、二級建築機械施工技士、技術士(森林土木)林業技士(森林土木部門)等 (取得年月日、登録番号)	
工事経験の概要	工事名		
	発注機関名		
	施工場所	(府県名・市町村名)	
	契約金額		
	工期	平成 年月 から 平成 年月	
	従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者	
	工事内容(工種)		
受注形態等	単体 / 共同企業体(出資比率)		
CORINS登録の有無		有(CORINS登録番号)・無	
申請時に他の工事	工事名		
	発注機関名		
	工期	平成 年月 から 平成 年月	
	従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者	
おのける状況	本工事と重複する場合の対応措置	例) 本工事に着手する前の0月0日から後片づけ開始予定のため本工事に従事可能	
	CORINS登録の有無		有(CORINS登録番号)・無
ヒアリング対象者			
本店・営業所の専任技術者		専任技術者 △ △ △ △	

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。  
 2 申請時における他の工事の状況には、申請時に従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の対応措置等を記入すること。なお、配置予定技術者として複数の候補技術者を記載できる。  
 3 工事経験の概要については、平成14年4月1日から平成29年3月31日までの間に完成・引渡し完了した同種工事の施工経験を有する代表的な1件を記入する。  
 4 ただし、同種工事の要件が複数(例:「林道の新設工事(林道規格2級以上)」及び「治山事業(深間工事又は山腹工事)」)の場合は、要件毎にそれぞれ1件、施工経験を記載すること(一方の要件に係る施工経験のみ記載の場合は同種工事の施工経験等と見なさないで注意すること。ただし、同一工事で複数の要件を満たす場合は、その工事1件でよい。)。配置予定技術者の施工経験については、①施工経験としての記載した工事に係る契約書の写し、②同種工事が確認できる書類の写し、③配置予定技術者が同種工事に従事したことが確認できる書類の写し(施工計画書等で従事実績が確認できる部分)を添付すること。  
 5 なお、当該工事がCORINSに登録されており、その登録内容から上記の①、②及び③を確認できる場合は、登録内容確認書(工事実績)の写し(①、②及び③が確認できる部分のみでよい。)を契約書等の添付に代え、施工証明とすることができる。  
 6 森林管理局長等が発注した同種工事で、平成17年10月1日以降に完成・引渡し完了した工事については、工事成績評価通知書の写しを添付すること。ただし、工事成績評価点が65点以上のものに限る。  
 7 配置予定技術者が有する資格について確認できる資料を添付すること。  
 8 複数人を候補技術者としている場合は、施工体制確認のため行うヒアリングの対象となる技術者の「ヒアリング対象者」欄に「○」を記入すること。  
 9 建設業法第7条第2号、第15条第2号に規定する本店、営業所等の専任技術者として登録された者の氏名が確認できる資料を添付すること。

## 別紙

### 施工体制確認型総合評価落札方式について

#### 1 調査基準価格

調査基準価格は、入札説明書17の(1)による。

2 ヒアリングのための追加資料入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。なお、1の調査基準価格を満たす者に対して追加資料を求める場合は、別途連絡する。

VE提案等の内容に基づく施工を行うことにより、コスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として、次に掲げる様式のうち、イ、ウ及びオの様式にコスト縮減に係る内容を記載の上、提出するものとする。なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

ア 当該価格で入札した理由(追加資料様式1)

イ 積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①(追加資料様式2-1)

ウ 積算内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②(追加資料様式2-2)

エ 一般管理費等の内訳書(追加資料様式2-3)

オ VE提案等によるコスト縮減額調書(追加資料様式3)

カ 下請予定業者等一覧表(追加資料様式4)

キ 配置予定技術者名簿(追加資料様式5)

ク 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(追加資料様式6-1)

ケ 手持ち工事の状況(対象工事関連)(追加資料様式6-2)

コ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(追加資料様式7)

サ 手持ち資材の状況(追加資料様式8-1)

シ 資材購入予定先一覧(追加資料様式8-2)

ス 手持ち機械の状況(追加資料様式9-1)

セ 機械リース元一覧(追加資料様式9-2)

ソ 労務者の確保計画(追加資料様式10-1)

タ 工種別労務者配置計画(追加資料様式10-2)

チ 建設副産物の搬出地(追加資料様式11)

ツ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書(追加資料様式12)

テ 品質確保体制(品質管理のための人員体制)(追加資料様式13-1)

ト 品質確保体制(品質管理計画書)(追加資料様式13-2)

- ナ 品質確保体制(出来形管理計画書)(追加資料様式13-3)
- ニ 安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(追加資料様式14-1)
- ヌ 安全衛生管理体制(点検計画)(追加資料様式14-2)
- ネ 安全衛生管理体制(仮設置計画)(追加資料様式14-3)
- ノ 安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)(追加資料様式14-4)
- ハ 信用状況の確認(過去5年間)(追加資料様式15)
- ヒ 施工体制台帳(追加資料様式16)
- フ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(追加資料様式17)

### 3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書(施工計画等)、本文6の(8)の施工体制確認のためのヒアリング、上記2の追加資料をもとに、次の各項目について行う。なお、2の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効(無効以外の不利益措置を講じない。)とすることがあることに留意すること。

#### (1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、施工体制評価点(入札説明書8の(3)の①)及び技術提案に係る加算点(入札説明書8の(4)のうち評価項目「簡易な施工計画」)は与えないものとする。

#### (2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、工物品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格(予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の108を乗じて得た金額を合計した価格をいう。(3)において同じ。)に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか(追加資料様式11、12)
  - ② 安全確保の体制が構築されると認められるか(追加資料様式14-1、14-2、14-3、14-4)
  - ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか(追加資料様式13-1、13-2、13-3)
- #### (3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から

減点する。

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認められる場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

- ① 下請会社、相当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。
  - ② 施工計画を実施するために資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。
  - ③ 配置予定技術者が必要な資格を保有しておりその配置が確実と認められるか。
- (4) 技術提案の実施に係る確実性の評価

事前に行った技術提案の評価のうち、関連する上記(2)、(3)のヒアリング及び追加資料の審査結果により、施工体制が十分確保されていない場合は、入札説明書8の(2)の(イ)の加算点に上記(2)、(3)の満点に対する評価結果により得られる加算点の割合を乗じ、小数点第5位を切り捨てた数値をそれぞれの加算点とする。

## 施工体制確認型のための追加資料記載要領

1. 入札者は、森林管理局長等があらかじめ指定した期日までに記載要領に従って作成した各様式を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、森林管理局長等が記載要領に従った記載とするよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、入札者が必要と認める添付書類を提出することができる(この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。)
4. 森林管理局長等は、発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するために別途の説明資料の提出を求めることができる。
5. 特別重点調査の対象となった入札者については、別途各様式毎に根拠として添付すべき書類の提出を求める。

### 追加資料様式1 当該価格で入札した理由

#### 記載要領

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で安全で良質な施工を行うことが可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する(以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。)

### 追加資料様式2-1 積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①

#### 記載要領

1. 数量総括表に対応する内訳書とする。
2. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
3. 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用(例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用)についても計上するものとする。
4. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者(入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。)等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
5. 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員(技術者等)及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
6. 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。  
このうち、追加資料様式5に記載する技術者及び追加資料様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
7. 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
8. 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額(上記3の定めに従って計上したものを)を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
9. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。
10. VE提案等によるコスト縮減を見込んでいる場合は、様式3に縮減のための施策と工種毎の縮減額を記載



する。

(注)本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

#### 追加資料様式2-2 積算内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②

##### 記載要領

1. 本様式は、追加資料様式2-1に対する明細を記載する。
2. 直接工事費だけでなく、共通仮設費及び現場管理費についても、本様式による明細を作成する。

(注)本様式は、内訳書に対する明細書として提出するものとする。

#### 追加資料様式2-3 一般管理費等の内訳書

##### 記載要領

1. 本様式は、一般管理費等の内訳明細を記載する。
2. 本様式には、少なくとも、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費に係る項目別の金額を明示する。

#### 追加資料様式3 VE提案等によるコスト縮減額調書

##### 記載要領

1. コスト縮減前及びコスト縮減後の単価をそれぞれ記載する。  
(例) 購入土 ○ × △△ = ▲▲▲(単価○○円/m<sup>3</sup>)  
発生土 ◇ × ■■ = □□□(単価○○円/m<sup>3</sup>)  
◆◆m<sup>3</sup>を削減
2. 記載例の場合、A-B間の距離、想定ルート、想定移動時間等を記載する。

#### 追加資料様式4 下請予定業者等一覧表

##### 記載要領

1. 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。
2. 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の金額内訳を記載する。
3. 使用を予定する手持ち資材については追加資料様式8-1、購入予定の資材については追加資料様式8-2、使用を予定する手持ち機械については追加資料様式9-1、直接リースを受ける予定の機械については追加資料様式9-2、確保しようとする労務者については追加資料様式10-1に対応した内容とする。

#### 追加資料様式5 配置予定技術者名簿

##### 記載要領

1. 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。
2. 入札説明書に定める条件により、配置が必要な監理技術者と同一の要件を満たす技術者を現場に配置することとなるときは、その者についても記載する。

#### 追加資料様式6-1 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)

##### 記載要領

1. 本様式は、契約対象工事現場付近(半径10km程度)の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

#### 追加資料様式6-2 手持ち工事の状況(対象工事関連)

##### 記載要領

1. 本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

#### 追加資料様式7 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

##### 記載要領

1. 本様式は、入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。
2. 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

#### 追加資料様式8-1 手持ち資材の状況

##### 記載要領

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
2. 「単価(原価)」の欄には、手持ち資材の原価を記載する(契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。)  
例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。
3. 「調達先(時期)」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。

#### 追加資料資料8-2 資材購入予定先一覧

##### 記載要領

1. 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績(過去1年以内の販売実績に限る。)のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
2. 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等  
また、取引年数を括弧書きで記載する。
3. 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価(いずれも過去1年以内のものに限る。)を、「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

## 追加資料様式9-1 手持ち機械の状況

### 記載要領

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
2. 「単価(原価)」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する(契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。)  
例えば、年間の維持管理費用(減価償却費を含む。)を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

## 追加資料様式9-2 機械リース元一覧

### 記載要領

1. 本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
2. 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
3. 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等  
また、取引年数を括弧書きで記載する。
4. 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価(例えば、年間の維持管理費用(減価償却費を含む。))を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。(いずれも過去1年以内のものに限る。)等合理的かつ現実的な額を、「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

## 追加資料様式10-1 労務者の確保計画

### 記載要領

1. 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも( )内に外書きする。
2. 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。  
自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
4. 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。  
(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等  
取引年数を括弧書きで記載する。

## 追加資料様式10-2 工種別労務者配置計画

### 記載要領

1. 本様式には、追加資料様式10-1の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
2. 「配置予定人数」欄は、毎年度農林水産省が発表する「公共工事設計労務単価」の50職種のうち必要な職種について記載する。

## 追加資料様式11 建設副産物の搬出地

### 記載要領

1. 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
2. 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実

績(過去1年以内の受入れ実績に限る。)のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

#### 追加資料様式12 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

##### 記載要領

1. 本様式は、追加資料様式11に記載した建設副産物の搬出、工事箇所への資材等の搬入、仮置き場との中の土砂運搬等に関する事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。
2. 「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。
3. 本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との中の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設けるものとする。
4. 追加資料様式11に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、追加資料様式11に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。
5. 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。
6. 仮置き場との中の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。
7. 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績(過去1年以内の受入れ実績に限る。)のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

#### 追加資料様式13-1 品質確保体制(品質管理のための人員体制)

##### 記載要領

1. 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、追加資料様式13-2で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び追加資料様式13-3で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額(契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。)を、「計上した工種等」の欄には追加資料様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載する。

#### 追加資料様式13-2 品質確保体制(品質管理計画書)

##### 記載要領

1. 本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、追加資料様式13-3で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「品質管理項目」の欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には追加資料様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

#### 追加資料様式13-3 品質確保体制(出来形管理計画書)

##### 記載要領

1. 本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄には、「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には追加資料様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

#### 追加資料様式14-1 安全衛生管理体制(安全衛生教育等)

##### 記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額(契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。)を、「計上した工種等」の欄には追加資料様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

#### 追加資料様式14-2 安全衛生管理体制(点検計画)

##### 記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には追加資料様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載する。

#### 追加資料様式14-3 安全衛生管理体制(仮設設置計画)

##### 記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う仮設備の設置に関する計画(仮設備の点検に関する事項を除く。)について記載する。
2. 「設置費用」の欄は、「仮設備の内容」、「数量・単位」及び「設置期間」の欄に記載した仮設備の設置及びその管理に要する費用について記載するものとし、当該設置及び管理に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該設置及び管理に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には追加資料様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 仮設備の設置に要する諸費用と、その管理に要する諸費用の負担者がそれぞれ異なるときは、「設置費用」の欄を二段書きにする。

#### 追加資料様式14-4 安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)

##### 記載要領

1. 本様式は、交通誘導員の配置に要する費用を入札者(元請)が負担する場合、下請予定者が負担する場合のいずれについても作成するものとする。
2. 「単価」の欄には、経費を含まない交通誘導員に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。  
自社社員を交通誘導員に充てる場合の単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含め、当該自社社員に支払う予定の賃金の額を( )内に外書きする。
3. 「員数」の欄には、配置する交通誘導員の人数を記載する。自社社員を交通誘導員に充てる場合は、そ

の員数を( )内に外書きする。

#### 追加資料様式15 信用状況の確認(過去5年間)

##### 記載要領

1. 1から5の状況が発生した事実をもれなく記載する。

#### 追加資料様式16 施工体制台帳

##### 記載要領省略

#### 追加資料様式17 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

##### 記載要領

1. 本様式は、過去5年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。  
この際、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。
2. 各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。